

特記仕様書

業務番号：第817-委-2号

業務名：道路パトロール等効率化業務委託（道路調査費）

業務場所：奈良県全域（県管理道路）

履行期間：契約締結日の翌日から令和10年3月31日（長期継続契約）

1. 業務目的

日常および緊急パトロール時に、公用スマートフォン等を活用し、自動取得したGPS情報より、異状箇所の確認地点を地図上へ自動的に表示し、観察地点で入力した情報および写真から報告書を簡易に作成することで、データの蓄積及び現場状況報告を効率化することを目的としたサービス（以下「本サービス」という。）を全土木事務所に導入するものである。

2. 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書」（令和2年10月）、「土木設計業務等共通仕様書」（令和2年10月）によるものとする。

3. 業務内容

本業務は、土木事務所に配布されている公用のスマートフォン(iPHONE:iOS 17.5.1以降)（公用スマートフォン(iPHONE)の改修ができない場合は、別途、貸し出しスマートフォン等で代用も可とする）を用いて、パトロールや工事現場の確認に赴く際に、道路で落石や陥没、法面などの異常や倒木などの被災状況を確認した場合は、被災状況を撮影し、現場で簡単に様式を作成し、クラウドサーバーに被災履歴等を登録したうえで、最終的には、県の道路施設共通データベースシステムに登録を行う業務である。それぞれの積算項目や要求される機能については、下記の特記事項を遵守すること。

(1) サービス機能の運用

パトロール時及び緊急点検時に必要な情報を職員が迅速に収集・確認できるように、道路巡回サービスの基本機能の運用を適切に行う。基本機能は「4. 要求機能」に示す通りである。業務期間中に登録したデータについては、道路施設共通データベースシステムにデータを保管すること。

(2) サービスの操作説明

道路巡回サービスの利用者である道路の日常管理業務に携わる関係者（職員）に対して操作説明会を実施すること。操作説明時には、操作説明書を作成し、配布すること。操作説明会は各土木事務所にて対面で行うものとし、各事務所1回（計7回）を想定している。

4. 要求機能

以下に示す機能が利用できるものとする。

① 道路パトロール日誌情報記録機能

- ・道路パトロール時に、現地でスマートフォンを利用して道路パトロール日誌情報をクラウドサービス環境に記録できる機能を有すること。道路パトロール開始前後に、巡回日、出発時刻、帰着時刻、巡回経路を記録する機能を有すること。
- ・道路パトロール中、予定のパトロールコースの表示と実際に走行した軌跡をGPS機能等により記録する機能を有すること。
- ・緊急時のパトロールも想定されるため、パトロールコースを入力せずともパトロール開始できる機能を有すること
- ・現地確認時に異状が見受けられた場合は、確認時刻、路線名、位置情報、住所、写真、異状内容等の情報を記録することができる機能を有すること。
- ・記録された道路パトロール日誌はリアルタイムにサーバにアップされ、発注者と情報共有できる機能を有すること。
- ・オフライン環境で入力された情報は、オンライン時に一括登録できる機能を有すること。
- ・道路パトロール時に入力する最低限の項目は契約後に別途指示するものとする。

② 道路パトロール日誌作成等機能

- ・①の機能で記録した道路パトロール日誌情報の検索・照会・更新を可能とする機能を有すること。
- ・道路パトロール日誌情報をもとに、道路パトロール帳票の作成・出力が可能な機能を有すること。
- ・処置前後写真や動画等が各最大10枚程度、選択できる機能を有すること。
- ・異状地点の位置を地図上で確認できる機能を有すること。

③ 一般・苦情受付機能

- ・住民から受け付けた問い合わせ（一般・苦情）を登録する機能を有すること。
- ・問い合わせを受け付けた位置を、国土地理院地図上で確認できる機能を有すること。
- ・受付で登録された異状地点は、モバイルアプリケーションで現地確認結果が登録可能な機能を有すること。

④ 各種集計・検索機能

- ・本サービスで登録された道路パトロール帳票、一般・苦情受付情報を検索し、検索結果を一覧表示・情報編集する機能を有すること。
- ・検索結果をCSV等で抽出・ダウンロードする機能を有すること。また、抽出する項目については別紙に従うこと。

⑤ GIS機能

- ・本サービスに表示する背景地図として、国土地理院地図を採用すること。
- ・GISに表示する地物データはレイヤー管理・表現可能とすること。

その他、本業務内で下記に示す要求機能相当が利用できるよう改修を行うものとする。

- ① 「重点箇所」の記録および、絞り込み検索ができること。
- ② システム入力事項は指定した項目をテキスト形式で出力ができること。
- ③ 現象・対応は箇所単位で管理するが、複製機能等で入力を簡易にすること。
- ④ 職員および委託業者も使用可能なサービスとすること。
- ⑤ システム入力項目には必須項目を設けること。

5. サービス実施の前提条件

(1) サービス利用環境準備

以下の機器及びネットワークサービス（以下「発注者環境」という。）を、発注者側であらかじめ準備したうえで、本サービスを利用するものとする。

- ・発注者等の事務所から接続するためのインターネット環境（回線／プロバイダ契約）
- ・発注者等の事務所のパソコン及びプリンター環境
- ・発注者等のパソコンで利用するWebブラウザ環境

(2) 利用者申請書の作成

発注者は利用ユーザーを選定し、利用部署名や連絡用メールアドレスなど必要事項を記入した所定の「利用者申請書」（以下「申請書」という。）を作成する。

6. 機能変更

本サービスの機能変更を行うときは、事前に発注者に通知するものとする。なお、機能変更に伴い本サービスの機能低下が見込まれるときは、事前に両者協議の上、必要な処置を講じるものとする。

7. サービスの提供時間

本サービスの提供時間帯は、24時間とする。ただし、サービス環境のメンテナンス等の都合により、一時的に停止する場合には、具体的な停止日時、時間についてはサービス画面上であらかじめ通知するものとする。

8. セキュリティ対策の実施

本サービスにおけるサービスへの不正アクセスやデータ改ざん、情報漏洩などのセキュリティ事故の防止に努めるものとする。また、本サービスにおけるセキュリティ事故の発生を確認した場合は、発注者に報告するとともに、必要な対処を行うものとする。

9. 発注者の協力義務

(1) ユーザーID、パスワードの管理

発注者は、本サービスを利用するためのユーザーID、パスワードの適切な管理を行うものとする。

(2) 変更通知

発注者は、名称、住所、連絡先その他申請書の事項に変更があるときは、事前に受注者に通知するものとする。

10. 受注者における信頼性・可用性の維持

(1) 定期バックアップ

本サービスの運用上のトラブルに備え、サービスの運用状況に応じたサービス環境やデータのバックアップを定期的に取り得、管理するものとする。

(2) サービスの監視

本サービスの予期しない停止に迅速に対応するため、サービス用の設備やネットワークの稼働の監視を実施するものとする。

(3) ログの取得

本サービスへの不正アクセスや故障の原因調査のために、サービスのアクセスログ、サービスログを取得するものとする。

(4) トラブル発生時の措置

本サービスが正常に提供されない等のトラブルを検知したときは、次の事項を実施するものとし、必要な対応を行うに際して、相互に可能な協力を誠実に行うものとする。

発注者からのトラブルの連絡を受けたときには、当該トラブルの原因所在の調査を行うものとする。その結果、本サービスに原因がある場合、受注者は必要な対応をとるものとする。

発注者は、発注者環境に原因がある旨の通知を受けたとき、または自らこれらのトラブルを検知したときは、必要な対応をとるものとする。

(5) トラブル発生時の報告

トラブル発生時における発注者への報告の方法および対応に要する時間などは、協議の上決定するものとする。

11. サービスの中断及び停止

受注者は、予定されたサービスのメンテナンスや緊急時などやむを得ない事情により本サービスの提供を中断または停止した場合は、その後の対応について発注者と協議の上決定するものとする。

12. サービス終了時のデータの取り扱い

受注者は、本サービスの終了時においては、速やかに本サービスに登録したデータを発注者に返却し、消去するものとする。

13. その他のデータの取り扱い

受注者は、発注者が本サービスで入力したデータ（コンテンツ）を、発注者への確認及び許可なく改変しないものとする。また、納品までに、奈良県の道路施設共通データベースシステムに取得した内容を登録すること。

14. 知的財産権の帰属

本サービス及び本サービスに使用するソフトウェアの著作権は受注者または第三者に帰属するものとする。また、本サービスに関連して発注者に提供した操作マニュアル等のドキュメントの著作権も受注者に帰属するが、発注者は本サービスを利用するために必要な範囲で、それらのドキュメント（ただし、受注者が秘密である旨表示したものを除く）の全部または一部を複製することができるものとする。

15. サービス利用方法の説明

本サービスの導入にあたり、受注者は発注者に対し、マニュアル等によりサービスの利用方法を説明することとする。なお、説明内容は発注者の指示に従うものとする。サービスの保守サービスの提供期間中、以下のサポートを行うこととする。

(1) 内容と種類

- ・サービスの仕様、操作方法に関する質問への回答及び助言
- ・サービスが正常に動作しない場合の回避措置に関する質問への回答及び助言
- ・サービスの利用に必要なアプリケーションの更新版の提供

(2) サポート窓口

電話またはメールによるサポート窓口の設置。

(3) 受付時間

電話での受付は平日の9時から 17 時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)、メールでの受付は 24 時間とする。

16. 技術者の配置に関する条件

この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が「道路」であること。

- ①技術士（総合技術監理部門（建設-道路））
- ②技術士（建設部門（道路））
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあっては「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

17. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

18. 協議

本サービスの提供にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。